⑹　配置予定の主任（監理）技術者の他に技術指導者（現場代理人又は担当技術者として配置）を配置する場合は、緊急時に的確かつ迅速に対応し、不測の事態に対しても臨機に対応できるものとして、次に掲げる①から③全ての条件を満足する者を専任（他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に本工事に係る職務にのみ従事）で配置すること。ただし、技術指導者を含む複数の者が指導を行うことを妨げない。

①　⑸に掲げる主任（監理）技術者に求める要件をすべて満たすこと。

②　他の工事に技術者として従事していないものであること。

③　定期的に配置予定の主任（監理）技術者の指導を現場にて行うこと（１回／週程度）

※技術指導者を配置する場合の若手技術者に求める競争参加資格要件は、⑸に掲げる主任（監理）技術者に求める要件のうち施工経験は求めない。

⑺　特定建設工事共同企業体のうちいずれか１社、単体有資格業者（経常建設共同企業体を除く。）又は経常建設共同企業体の構成員のうちいずれか１社にあっては、次に掲げる基準を満たす設計技術者を当該技術協力業務に配置できる者であること。ただし、特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体の構成員において設計技術者を配置する者は、「建設コンサルタント等」業務に係る参加資格の決定を受けている者であること。なお、設計技術者とは、管理技術者をいう。

①　競争参加者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。

②　次の㋐から㋔までのいずれかの資格を有する者であること。

㋐　技術士（総合技術監理部門―建設又は建設部門）

㋑　土木学会土木技術者（特別上級、上級又は１級技術者）

㋒　ＡＰＥＣエンジニア（Industrial,Civil又はStructural）

㋓　博士（工学又は学術）（但し、「学術」については「工学」に関連する研究分野に限る。）

㋔　ＲＣＣＭ（港湾及び空港部門、トンネル部門又は鉄道部門）（但し、空港関係の実務経験が３年以上ある者。）

⑻　競争に参加しようとする者の間に説明書に示す資本関係又は人的関係がないこと。

⑼　申請書及び資料の提出期限の日から技術協力業務の見積合わせの時までの期間に、関東地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑽　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再決定を受けたものを除く。）でないこと。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　上記１⑷に示した建設工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と説明書に示す資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⒀　情報管理体制　本業務における情報保全に係る履行体制に関する資料を発注者に提出し、優先交渉権者の選定日までにその同意を得ていること。

３　優先交渉権者の選定に関する事項

⑴　技術提案の評価に関する基準　建設工事は、Ｐ３駐車場前面部において、開削工法により、「羽田空港アクセス線」の駅ホーム部の躯体を築造するものである。

本工事は、我が国で最も利用者が多い東京国際空港において、一般車両や路線バス、タクシー等が多く通行する空港内の道路を搬出入路として使用し、道路直下に躯体を築造するものであるため、工事による空港利用者への影響を最小限にすることが前提となる。特に、施工箇所となる道路は空港内移動や駐車場の出入りに利用されており、道路の通行や駐車場への出入口を確保することが求められている。

また、土留め工はＰ３駐車場、国道357号等に囲まれた狭隘な区域での施工となることに加え、開削施工時には高低差による偏土圧の影響等が想定されるため、Ｐ３駐車場をはじめとする近接構造物に影響を与えないよう、安全・確実に施工する必要がある。その他、施工箇所は東京湾の浚渫土や建設残土により造成された超軟弱地盤を改良した複雑な地盤であるため、地盤改良の確実な施工をはじめ、様々な施工リスクへの対応も必要である。

以上のように本工事は技術的難易度が高く、詳細設計において施工者の高度で専門的な知見を活用する必要があることから、技術提案・交渉方式の技術協力・施工タイプを適用し、躯体築造工事に関する技術提案を求めるものである。

≪技術提案項目≫

①　空港内の道路交通への影響の最小化に有効な施工方法の提案：300点

②　狭隘な施工エリアにおける安全・確実な土留め施工方法の提案：250点

③　想定される施工リスクの抽出と対応方法の提案（土留め施工に関する事項を除く）：100点

④　施工期間の短縮及びコスト縮減に有効な工法等の提案：200点

≪実施方針≫

技術協力業務に関する実施方針：150点

⑵　技術提案書についてヒアリングを行う。

⑶　優先交渉権者の選定　技術提案書を提出した者の中から、競争参加資格があると認められる者のうち、技術評価点が最上位である者を優先交渉権者として選定する。

⑷　技術評価点が同点の場合の優先交渉権者及び次順位以降の交渉権者の選定方法　技術評価点が最も高い者が複数者いる場合、下記の①から⑥の順で優先交渉権者及び次順位以降の交渉権者を選定するものとする。

①　技術提案項目①の得点が高い者

②　技術提案項目②の得点が高い者

③　技術提案項目④の得点が高い者

④　技術提案項目③の得点が高い者

⑤　関東地方整備局における空港等土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数の上位者。なお、特定建設工事共同企業体の場合は、代表者の順位とする。

⑥　該当者にくじを引かせて優先交渉権者を選定する。くじの実施方法等については、別途通知する。

⑸　優先交渉権者の選定後、技術協力業務についての見積合わせを実施したうえで、技術協力業務委託契約の締結と同時に建設工事の契約に至るまでの手続に関する基本協定を締結する。技術協力業務完了後価格等の交渉を行う。交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉不成立とし、次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。次順位の交渉権者に対しては、意思の有無を確認した上で、技術協力業務の契約締結及び価格等の交渉を行う。

４　手続等

⑴　担当部局　〒231―8436 横浜市中区北仲通５―57横浜第２合同庁舎15階　関東地方整備局総務部経理調達課契約管理係　電話045―211―7413

⑵　説明書の交付期間、場所及び方法

令和４年３月16日から令和４年５月19日まで説明書等を入札情報サービスより配付する（入札情報サービスＵＲＬ　https://www.pas.ysk.nilim.go.jp/）。

これによりがたい場合は、⑴に掲げる担当部局にて配付する。

⑶　申請書、資料及び技術提案書の提出期限、場所及び方法　令和４年５月20日12時00分までに電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て持参又は郵送等（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）の場合、上記⑴の担当部局に提出。

５　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　本業務における契約保証金は免除する。

⑶　契約書作成の要否　要

⑷　建設工事に直接関連する他の工事の請負契約を建設工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　有

⑸　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。